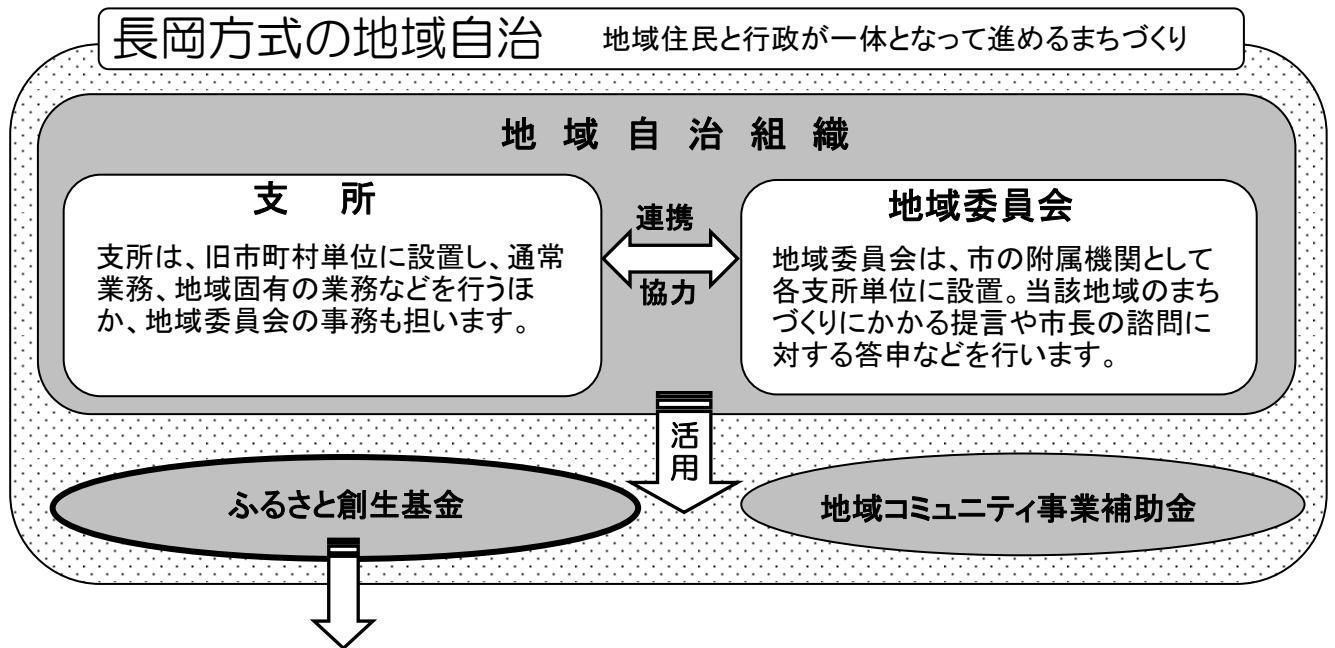
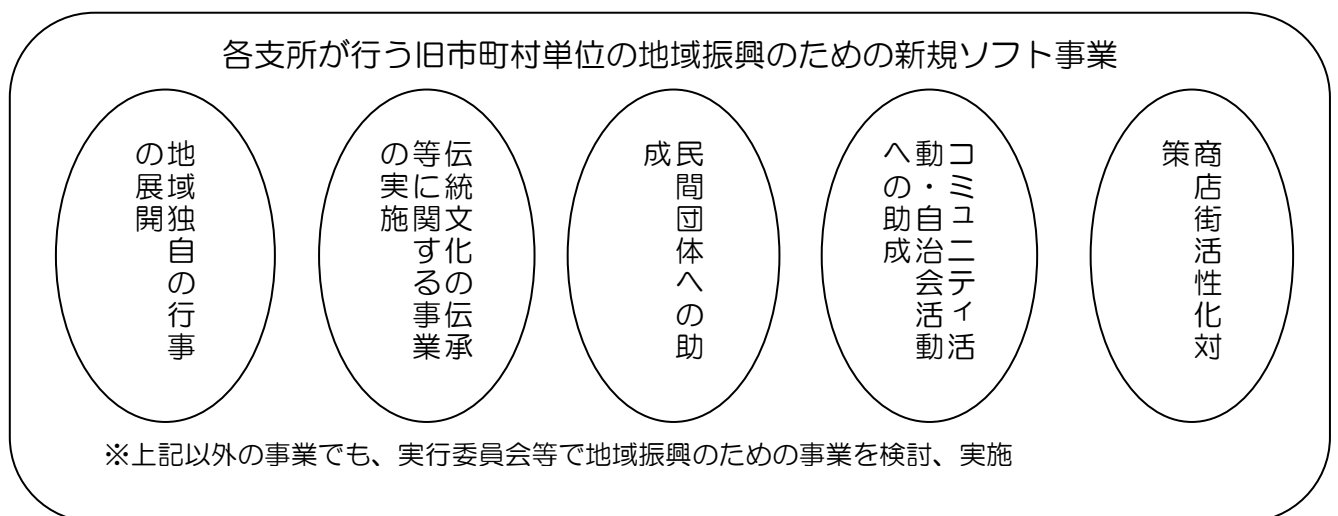


# 長岡市ふるさと創生基金事業について



<p><b>長岡市ふるさと創生基金 40億円 (H17年度設置)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金は、合併特例債等の活用により40億円の積み立てを行います。</li> <li>・基金の運用益により、旧市町村の区域における地域振興を図る事業や新市の一体感醸成に資する事業を対象とします。</li> <li>・原則として、単年度のソフト事業です。</li> <li>・平成25年度山古志地域予算額…122万円（予定） その他支所地域については右記のとおり</li> <li>・各支所の事業費は、均等割+人口割で算出</li> </ul>	中之島	315万円
	越路	352万円
	三島	226万円
	山古志	122万円
	小国	207万円
	和島	180万円
	寺泊	289万円
	栃尾	467万円
	与板	219万円
	川口	186万円

## ◎運用益を充当できる事業（例）



## ◎事業の検討方法

例1

- ①支所ごとに、ふるさと創生基金事業実行委員会を設置する。  
（組織体制は、支所が中心となり、地域の実情に応じて各種団体や住民の参画を得ながら設置する。）
- ②実行委員会は、各地域の地域振興に資するソフト事業を検討し、事業の立案を行う。
- ③立案された事業を、地域委員会に諮り決定する。

例2

- ①地域委員会で、各地域の地域振興に資する事業等について提案してもらう。
- ②地域委員会の意見を参考に、実行委員会で事業の計画・立案を行う。
- ③実行委員会で計画・立案された事業を、最終的に地域委員会に諮り決定する。

※事業の検討方法は、各支所で地域の独自性を生かして検討してください。

## ◎対象とならない事業費

- ①報酬（給料など）
- ②食糧費（飲食・慰労会など）
- ③個人や団体に帰属する備品
- ④地域コミュニティ事業補助金など、他の補助事業などで取り組む事業

※事業にかかる収入・支出の管理は、原則として支所が行う。

### ◎山古志地域における事業決定までの流れ

